

# 公 告

鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年12月17日

鳥取市長 深 澤 義 彦

## 1 事業の概要

### (1) 事業名称

鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）

### (2) 事業実施場所

鳥取市 吉成一丁目 地内 ほか

### (3) 事業内容

本事業の対象となる業務の内容は以下のとおりとする。

- ア 空調設備等の設計業務
- イ 空調設備等の施工業務
- ウ 空調設備等の工事監理業務
- エ 上記に関連する業務及び各種申請等の業務

### (4) 事業方式

- ア 本件事業は、設計・施工一括発注方式で行うものとする。
- イ 本件事業は、参加者より提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して最優秀提案者を選定する。

### (5) 事業期間

本契約締結の日から平成32年3月16日まで

### (6) 上限提案価格

本件事業の上限提案価格は、次のとおりとする。  
金668,559千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 参加資格要件

本件、公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

### (1) 共同企業体に関する要件

- ア 企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）は、3者又は4者の自由意志により結成するものとする。
- イ 代表者は、その出資比率が異なる場合はその出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はいずれかの者とする。
- ウ 各構成員は、本件提案並びに別に鳥取市が実施する「鳥取市立学校空調設備整備事業（1工区）」及び「鳥取市立学校空調設備整備事業（3工区）」の公募型プロポーザルに係る提案にお

いて、他の共同企業体の構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった参加者の構成員が事業の業務等を支援及び協力することは可能とする。

## (2) 代表企業の要件

- ア 鳥取市に本社を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可「管工事」を受けている者であること。
- イ 建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続等について（平成28年鳥取市告示第426号。以下「告示」という。）に基づく入札参加資格のうち、「管工事」の資格を有する者であること。
- ウ 鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱（平成17年1月26日制定）に基づき、「管工事」のA級に格付けされている者であること。
- エ 空調設備の整備工事の施工実績があること。

## (3) 代表企業以外の構成員の参加資格要件

- ア 鳥取市に本社を有し、告示に基づく入札参加資格のうち「管工事」又は「電気工事」の資格を有する者であること。ただし、「電気工事」の資格を有する者は1者とし、その他は「管工事」の資格を有するものであること。
- イ 鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱に基づき、アの「電気工事」の資格を有する者は「電気工事」のA級に、「管工事」の資格を有する者は「管工事」のA級にそれぞれ格付けされていること。
- ウ 空調設備の整備工事の施工実績又は空調設備の整備工事に付随する工事の施工実績があること。

## 3 参加者の制限

参加者は、次のいずれかに該当する企業を含まないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者
- (3) 国税及び地方税を滞納している者
- (4) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止の措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている者
- (5) この公告の日から最優秀提案者が決定する日までの期間に、本事業のために審査委員会の委員と接触を試みた者

## 4 参加手続

### (1) 募集に関する資料公表

この公告の日から平成31年3月29日（金）までの間、鳥取市公式ウェブサイトに掲載する。ただし、参加表明受付期間内に参加表明書の提出が無かった場合は、平成31年1月10日（木）をもって掲載を終了する。

### (2) 参加表明書の提出

#### ア 受付期間及び時間

平成30年12月26日（水）から平成31年1月9日（水）までの日（鳥取市の休日を定め

る条例（平成元年鳥取条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の9時から17時まで（必着）

イ 提出場所

8の担当部局

ウ 提出書類及び提出方法

「鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）公募型プロポーザル募集要項」による。

### （3）提案書の提出

ア 受付期間及び時間

平成31年1月24日（木）から同月28日（月）までの日（休日等を除く。）の9時から17時まで（必着）

イ 提出場所

（2）のイに同じ

ウ 提出書類及び提出方法

「鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）公募型プロポーザル募集要項」による。

## 5 提案内容（提案審査）に関するヒアリングの実施

### （1）事業者の選定方法

本事業を実施する事業者の選定方法は、参加資格審査の通過者から受けた提案内容を審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

### （2）審査の方法

事業者の選定に際しては、審査委員会を開催し、参加者からの提案内容と提案価格を総合的に評価したうえで、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

なお、提案内容の評価は、鳥取市立学校空調設備整備事業公募型プロポーザル審査基準書に基づき行うこととする。

## 6 契約候補者の決定

審査委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、最優秀提案者を契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で仮契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

## 7 議会の議決

本件の請負契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第2条に規定する契約に該当する場合は、契約相手方の選定後仮契約を締結するものとし、鳥取市議会の議決を得て本契約とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が2の要件を満たさなくなった場合又は入札参加の資格制限若しくは指名停止措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

## 8 担当部局

鳥取市教育委員会事務局教育総務課

〒680-0047 鳥取市上魚町39番地 鳥取市役所第二庁舎3階

電話 0857-20-3353

FAX 0857-29-0824

E-mail kyo-syomu@city.tottori.lg.jp

## 9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、8の担当部局とする。
- (2) 提案書の作成、参加等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、法令等に定めがある場合を除き、提出した者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (5) 詳細は、「鳥取市立学校空調設備整備事業（2工区）公募型プロポーザル募集要項」による。